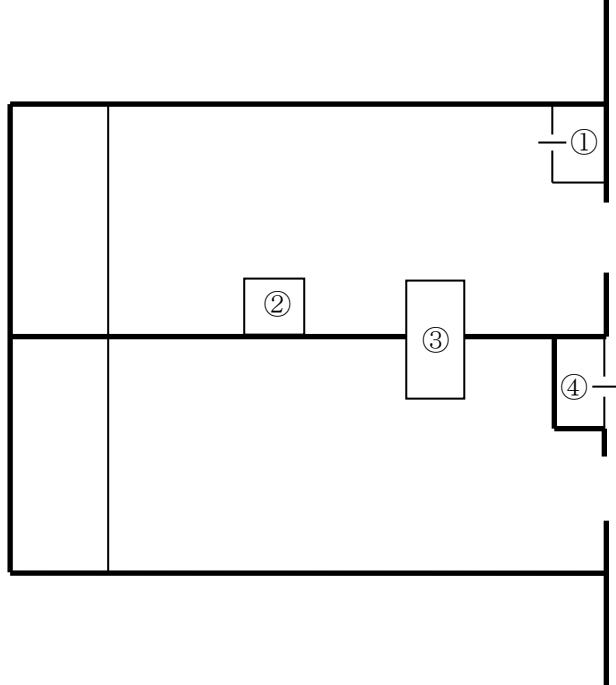


吹田市におけるサービス付き高齢者向け住宅の各居住部分の床面積の  
算入に係るメーターボックス及びパイプスペースの取扱いについて

共用部分のメーターボックス及びパイプスペースの面積は、各居住部分の床面積に算入しません。

パイプスペース（メーターボックスを含む。）が、完全に各居住部分に組み込まれている場合や、各居住部分からパイプスペース（メーターボックスを含む。）を管理するものについては、各居住部分の面積に算入して差し支えありません。

(判断例)



①、② … 各居住部分の面積に算入する。  
③、④ … 各居住部分の面積に算入しない。